

令和3年9月30日

会員組合各位

大阪府中小企業団体中央会
会長 野村 泰弘

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応について（ご協力、お願い）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は本会の事業運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

大阪府では、8月2日から、緊急事態措置に基づく要請を行い、府民や事業者の皆さまの感染防止対策へのご協力により、新規感染者数も減少傾向にあることなどから、10月1日以降、特措法に基づく「緊急事態措置を実施すべき区域」から除外されることとなりました。

しかしながら、新規陽性者数は国の分科会指標のステージⅣ（緊急事態措置適用）の基準を上回っており、感染規模としては依然として大きく、緊急事態措置解除後も、感染の再拡大（リバウンド）を避けるため、段階的な対策の緩和が必要です。

このような状況を踏まえ、大阪府は9月28日、第59回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、10月1日から10月31日までの要請（府有施設を含む）を決定いたしました。

つきましては、大阪府の要請内容についてご理解いただき、適切な感染防止対策を講じていただきますよう、ご協力よろしくお願い申し上げます。

詳しくは、別添資料をご覧ください。

<要請内容>

○区域 **大阪府全域**

○要請期間 **10月1日～10月31日**（ただし、今後の感染状況に応じて要請内容を判断）

○要請事項

- ・1000㎡を超える施設については、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）を実施すること
- ・在宅勤務（テレワーク）、休暇取得等による、出勤者数の低減を行うこと
- ・職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを強力に推進すること
- ・休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること

○「時短要請等コールセンター」

受付電話番号：06-7178-1398（開設時間：平日9時30分～17時30分）

<問い合わせ先>

大阪府中小企業団体中央会 総務部総務企画課 TEL 06-6947-4370